

東御市建設工事中間前金払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東御市が発注する建設工事中間前金払に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 中間前金払をする対象は、既に前金払をしている土木又は建築に関する工事で、当該工事の請負代金額が130万円以上のものとする。

(中間前金払の額)

第3条 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、中間前金払を支出した後の前払金の合計額は、請負代金額の10分の6を超えないものとする。

(認定要件)

第4条 次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合に、中間前金払を行うことができるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払と部分払との併用)

第5条 中間前金払は、部分払と併用することができる。ただし、部分払の支払を受けた後には中間前金払を請求することはできない。

(認定手続等)

第6条 中間前金払の認定手続等については、次のとおりとする。

- 1 認定を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書(様式第1号)及び添付書類を発注者へ提出するものとする。
- 2 発注者は受注者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、第4条に規定する要件について確認を行い、適当であると認めるときは、中間前金払認定書(様式第2号)を受注者に交付するものとする。
- 3 中間前金払の認定は、受注者が提出する資料に内容の不備があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から概ね7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)以内に認定結果の通知を行うものとする。

(請求)

第7条 中間前金払認定書の交付を受けた受注者が中間前払金の支払を受けようとする場合は、中間前金払請求書（様式第3号）に中間前払金保証証書を添付して発注者へ請求するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う建設工事から適用する。